

騒音規制法施行令及び大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案参照条文

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）（抄）

（常時監視）

第十八条 都道府県知事は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（公表）

第十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

（政令で定める市町村の長による事務の処理）

第二十五条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村（特別区を含む）の長が行うこととすることができる。

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。